

質問回答

令和7年10月2日
入札監理課

No.	質問	回答	回答者
1	無料アカウントを作成した場合、保存できる文書の上限または保管期間はございますか	保存期間は制限はありません。 保存文書数にも制限はありませんが、容量としては10GBまでとなります。	GMOサイン
2	アカウントに保存できる件数に上限はあるのでしょうか。また、フリープランとのことですが、有料プランはあるのでしょうか。また、そのプランのメリットはどのようなものがあるのでしょうか。	保管できるファイルの上限はございません。無料プランの場合は1アカウント1メールアドレスしか登録が出来ませんが、有料プランの場合1アカウントに複数にメールアドレスが登録できるため、案件ごとに署名権限のある方のアドレスが違う場合などがある場合は有料プランをご検討いただければと思います。	GMOサイン
3	無料アカウントを作成した場合、他の自治体との契約書も併せて保管することができますか。	同一のメールアドレスを用いて他自治体との契約も締結いただける場合には、1つのアカウントの中で複数自治体との契約書データの保管が可能です。	GMOサイン
4	無料アカウントでの文書管理は、福島県以外（GMOを利用している市町村など）の文書も一緒に管理保管できますか？	NO.3に同じ	GMOサイン
5	1事業者内で複数の契約担当者が各々でGMOサインに登録した場合、事業者単位での参照が可能であるか。	無料アカウントは1アカウント1メールアドレスしか登録が出来ませんので、複数の担当者が別のメールアドレスで無料アカウントを作成した場合、保管場所が別になり、他の担当者の案件を閲覧することはできません。	GMOサイン
6	案件ごとに契約担当者が異なる場合、事業者単位での一元管理・参照が可能であるか	NO.5に同じ	GMOサイン
7	署名完了後の画面から無料アカウント作成となっていますが、事前にアカウント作成は、できますでしょうか。	可能です。説明会資料p32の「後日無料アカウントをお申込みする場合」の手順に沿って、作成願います。 なお、事前作成いただいた場合には、当該メールアドレスを用いて県との契約締結の対応をお願いいたします。	GMOサイン
8	無料アカウントを作成しておかなくてもよいでしょうか？	アカウントの作成は必須ではありませんので、作成がなくても県との契約締結が可能です。	GMOサイン
9	本社以外にも契約行為が可能な拠点があり、2拠点分のアカウントを作成することになった場合、同一のメールアドレスで2つのアカウントを持つことは可能でしょうか。担当者名・社名は別にすれば可能等の条件はあるのでしょうか。	同一のメールアドレスで複数のアカウントを作成することはできかねます。	GMOサイン
10	電子契約利用申出書の契約締結権限者の氏名メールアドレスとGMOサインアカウントの氏名とメールアドレスは一致させた方が良いですか	同一メールアドレスで登録いただいた場合には、県との契約データをGMOサイン上に自動で保管することが可能です。そのため、可能な限り県との契約で用いたメールアドレスでのアカウント作成を推奨いたします。	GMOサイン
11	GMOはずっと無料で利用できるのでしょうか？	県との契約締結のみで利用する場合には、無料プランを期限なく利用可能です。	GMOサイン
12	今後契約書類以外の電子化は予定していますでしょうか。	現在のところ予定しておりません。	入札監理課
13	「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」には代表者の名前を記入するのか？	電子契約における、契約締結の権限を持つ方を記入願います。	入札監理課
14	登録するアドレスは契約書を作成担当する従業員のアドレスでの登録は可能でしょうか？必ず会社代表者のアドレスでないといけないのでしょうか？	登録するアドレスは必ずしも代表者でなくても構いませんが、「契約締結の権限を有する方」の情報の記載をお願いいたします。 また、会社共有のアドレスを利用する場合は、契約締結の権限が無い方が署名しないよう御注意願います。	入札監理課

質問回答

令和7年10月2日
入札監理課

No.	質問	回答	回答者
15	登録アドレスは契約書類作成担当者のアドレスでも可能とのことですが、「契約締結の権限を有する方」を会社代表者の情報を入力するということでしょうか？	NO.14に同じ	入札監理課
16	電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書にある契約締結権限者は代表者でお間違いないでしょうか。		入札監理課
17	資料17ページの確認書に、契約締結権限者以外に契約担当者名記載がありますが、記載必要でしょうか。	記載をお願いします。	入札監理課
18	契約権限者が複数のメールアドレスを登録することは可能ですか？	複数の登録はできかねます。1案件1メールアドレスをご提出してください。	入札監理課
19	電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書は受注した工事ごとに提出するのでしょうか？	原則、受注した工事ごとにご提出をお願いいたします。	入札監理課
20	電子契約利用申し出書兼メールアドレス確認書のアクセスコードは案件毎に変更しなくてはいいませんか？	各事業者様で適宜管理いただければ、案件ごとの都度変更は必須ではありません。	入札監理課
21	契約締結権限者と担当者は分けたほうが良いですか？	同じでも問題ありません。	入札監理課
22	最終的な署名者とは、契約書担当の事務で良いという事でよろしいでしょうか？	当該案件の「契約締結権限を有する方」の情報の記載をお願いいたします。	入札監理課
23	電子契約利用申出書に 担当者指名・連絡先 の連絡先では電話番号orメールアドレス、それでも両方の記入ですか？	どちらでも大丈夫です。担当者の連絡先が分かるものを記載してください。	入札監理課
24	電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書の記入例を県のホームページにアップしていただきたいですが、可能でしょうか？	対応検討させていただきます。	入札監理課
25	着工届等の添付書類はどのように提出しますか？	従来どおりの提出方法になります。	入札監理課
26	電子でのやり取りは契約書のみで、契約書に添付する書類（例えば銀行保証の書類等）のやり取りは、これまで通り紙で郵送か持参するということでしょうか？	NO.25に同じ	入札監理課
27	契約書に添付する各種書類（例えば建退協の書類、工程図など）はどのように提出すれば良いのですか？		入札監理課
28	契約書は電子化、そのほか提出書類は引き続き紙で提出という事でよろしいでしょうか？また、仲裁合意書は紙になりますでしょうか？		入札監理課
29	仲裁合意書や建設リサイクル法の書類等双方の押印が必要なものは電子契約対応ではないのでしょうか		入札監理課
30	その他の契約書類については紙で提出になりますでしょうか。		入札監理課
31	その他の契約書類について郵送での提出は可能でしょうか。		入札監理課
32	着手書類、技術者届、工程表等は従来通り紙で提出とのことですが、社判、担当者の印鑑は不要でしょうか？	契約書以外のその他の書類に関する、社判、担当者の印鑑などの取扱についても従来どおりとなります。	入札監理課
33	履行保証を求められると思うのですが、現行通り契約（案）は電子契約前に入手可能なのでしょうか	可能です。発注者から送られた署名依頼より、署名前の契約書案をダウンロードしてください。	入札監理課
34	実際に始まるのはいつごろからの予定ですか	10/1以降の入札公告や指名通知、随意契約の見積合わせ等を行う案件から対象となります。	入札監理課

質問回答

令和7年10月2日
入札監理課

No.	質問	回答	回答者
35	銀行保証の日付と、契約書の日付を同じ日にする必要があると思うのですが、それは事前に担当者との電話連絡などで合わせるのでしょうか？	契約保証金の日付については、契約書の日付と同じにする必要はありません。 福島県財務規則において、契約保証金は、当該契約の締結と同時またはその直前までに納めるものとなっております。	入札監理課
36	契約日は申請した日になりますでしょうか。ご教授願います。	契約締結日は、受注者の署名後に福島県が署名を行った日となります。	入札監理課
37	契約事務担当者は各発注機関毎に一人でしょうか	県の契約事務担当者は発注機関ごとに異なり、発注機関によっては複数名の場合もございます。	入札監理課
38	契約日をさかのぼって契約を行うことが慣例化していますが、今後はそういったことはできなくなるという認識でよろしいのでしょうか？	契約日は「福島県が署名を行った日」となります。契約日の遡りは行わず、履行開始日を遡って締結する運用になります。そのためそのような条項を新規で設けて締結を行っていただきます。	入札監理課
39	条文があれば4/1の日付、全ての課、全ての受注に於いてでしょうか。	原則は履行開始日までに署名を行います。履行開始日に署名が間に合わない場合は発注機関の判断において対応をいたします。	入札監理課
40	契約の履行をさかのぼるということはどのような意味でしょうか？また、それに伴う書類上の手続きなどは発生するのでしょうか？	例) 4/1契約を4/5に締結した場合、4/1から契約書の効力を有します。というような条文を追加した契約書で締結を行います。なお、事業者の皆さまはご対応いただく手続等は一切ございません。	入札監理課
41	契約の履行日をさかのぼって契約した場合、さかのぼったときと現在において契約責任者が変わっていた場合はどのような対応になりますか？	【「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」提出後、契約締結前（契約当事者双方の署名前）までに変更になった場合】 県の契約事務担当者に連絡し、変更後の「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」を提出して下さい。電子契約の手続をやり直します。 【契約締結後に変更になった場合】 提出していただいた「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」の変更は不要です。	入札監理課
42	本日の説明資料は頂くことは可能でしょうか	後日、県のHPに資料を公開予定です。	入札監理課